

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第68号	三田市保育所入所に関する条例の一部を改正する条例の制定について
子ども支援課	保育の必要性の認定基準を定めた子ども・子育て支援法施行規則の制定に伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【改正趣旨】

子ども・子育て支援新制度では、「保育に欠ける」から「保育の必要性」の事由となり、実施主体である市が保護者の申請を受け、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給することとなる。そのため、保育の必要性の認定にあたり、国の基準に基づき事由などの認定基準を定めるため、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【関係法令】

子ども・子育て支援法第20条第3項、子ども・同施行令、同施行規則

【改正内容】

①題名の改正

「三田市保育所入所に関する条例」を「三田市保育の必要性の認定に関する条例」に改める。

②保育の認定基準（第2条関係）

保育の必要性の認定基準として、「求職活動」などこれまで市の裁量に委ねられて項目が追加、明確化。また、「同居の親族等が保育できない場合」の条件が基本的に外された。

【施行期日】

子ども・子育て支援法の施行の日（平成27年4月1日予定）

【その他】

国の基準で示されている「保育必要量の区分」（保育標準時間、保育短時間の区分）、「保育の優先利用」（利用調整時の優先順位付け）などについては、同条例施行規則で別途規定する。